

第4 計画各章ごとの評価

1 【計画第1章】 はじめに

(1) 「1 計画策定の趣旨」

復興計画策定の趣旨は変更すべき項目は無く、進捗管理や評価する内容もないため記載を省略します。

(2) 「2 計画の役割と位置づけ」

「(1) 計画の役割」

災害はこれまでに経験のない大規模災害でした。したがって、その後の復旧・復興を進めていく上では指針となる計画が必要であり、基本理念や基本方針に基づき各事業を推進することが必要でした。

「(2) 計画の期間」

計画期間については全体を6年としており、短期計画期間の3年が終わる令和3年度に進捗状況等から評価・検証を行い、中長期計画期間へつなぐことが記載されています。住宅の確保や主なインフラ整備については概ねこの3年で復旧できたものと判断していますが、「肱川水系河川整備計画(変更)【中下流圏域】(令和元年11月12日国土交通省四国地方整備局及び愛媛県が作成・公表)」に基づく河川整備、「野村ダム施設改良工事堰堤改良事業(令和3年5月31日国土交通省四国地方整備局公表)」、「のむら水辺まちづくり計画(令和2年11月西予市策定)」における公園整備等の大規模ハード事業は、まさにこれからの着手となることから、復興対策本部会議を中心に今後も事業の進捗を確認していきます。

2 【計画第2章】 災害の概要

(1) 「1 平成30年7月豪雨」

「(1) 豪雨の概要」「(2) 市及び愛媛県の状況」については変更がなく、進捗管理や評価すべき内容もないため記載を省略します。

(2) 「2 被害状況」

「(1) 市の被害状況」「(2) 分野別被害額等」「(3) 野村町地域野村地区の浸水被害」についても、進捗管理や評価すべき内容ではないため記載を省略しますが、復興計画策定から3年が経過したことに伴い、数値に変化が生じたもの(り災証明発数、分野別被害額、公共施設等被害状況)については別に取りまとめました。(P58~63)

(3) 「3 応急・復旧、被災者支援の取組み状況」

応急・復旧、被災者支援の取組み状況についても、数値に変化が生じたものについては別に取りまとめました。(P58~63)

3 【計画第3章】 復興に向けた基本的な考え方

(1) 「1 復興の基本理念」

復興を進めていく上での大切な考え方や心の持ちようとして3つの基本理念を掲げ取り組んできました。

- 一つ 寄り添い支え合う
- 一つ 一人の100歩より100人の一歩
- 一つ 何ができるか考える

災害からの復興を進めて行くにあたり、市民の生の声を直接聞く必要があると考え、各地で13回の復興座談会を開催しました。その際に、市がこの復興を進めて行く心構えとして、3つの基本理念に基づき推進することを説明しました。

多くの復旧・復興事業を進める過程においては、多様な選択肢がありますが、基本理念に一度立ち返って考えると、自ずと答えが見えてきたこともありました。まさに精神的支柱という役割が基本理念にはあると考えます。

これからもこの基本理念を大切に復旧・復興に取り組んで参ります。

(2) 「2 復興の目標」

『復興のパズル みんなでつくる 未来のかたち』

復興の目標としたこのキャッチフレーズは、当時宇和中学校3年生の女子生徒の作品です。626件の応募の中から選ばれたもので、市が歩む復興まちづくりの姿を上手に表現されたものです。

愛媛大学社会共創学部副学部長の松村暢彦教授がとある講演の中で、この目標について高く評価されていました。「復興はとても難しい問題をはらんでおり簡単には進むものではない。まさにパズルのようだ。だけれどもみんなが話し合い、汗をかき、本気で取り組めば、素晴らしい未来のかたちがみえてくるだろう」との評価をいただきました。

これからもこの目標に向けて、復興まちづくりを進めていきます。

(3) 「3 復興の施策体系」

復興計画では、5つの「基本施策」、32の「主な取組み・施策」、142の「主な施策」という施策体系にて推進することとしています。

この体系は今後も維持して推進することとしますが、主な施策についてはこの3年間で事業が完了したものも多くあります。ついては、次の第4章に掲げている主な施策の142事業を評価シートによって、個別具体的に評価検証することとします。

4【計画第4章】 基本施策

(1) 主な施策(142事業)一覧表

基本施策		施策区分	主な取組み・施策	主な施策(142事業)	別冊ページ番号
1 安心して安全 なまちの再 建	1	治水・治山対策等の 推進	① 野村ダム洪水調節機能の向上・下流部の河川改修	1 野村ダム操作規則見直しの促進	P1
				2 野村ダムにおける洪水調節機能向上の促進	P2
				3 野村ダム下流河川の流下能力向上の促進	P3
				4 肱川水系河川整備計画の見直しと計画に基づく河川改修の促進	P4
			② 中小河川対策	1 被災した県管理河川等の復旧及び治水機能強化の促進	P5
				2 被災した市管理河川等の復旧及び治水機能強化の推進	P6
			③ 土砂災害対策	1 治山事業の促進	P7
				2 砂防事業の促進	P8
				3 がけ崩れ防災対策事業の推進	P9
			④ 災害に強い森林づくり	1 災害に強い森林づくりの推進	P10
				2 里山の適正管理の推進	P11
			⑤ 復旧事業の推進における配慮事項	1 公共工事における自然環境等への配慮	P12
				2 計画的な復旧事業の推進	P13
				3 恒常的な残土処理場(土捨場)の確保	P14
				4 ソフト対策の啓発	P15
			⑥ 南海トラフ地震への備え	1 南海トラフ地震対策の推進	P16
				2 南海トラフ地震事前復興共同研究の推進	P17
			2	確実な避難に向けた 対策の推進	① 情報伝達体制の強化
	2 野村ダムの情報提供等の強化	P19			
	3 ダム放流情報を考慮した避難情報発令基準の見直し	P20			
	4 地域情報ネットワーク構築の推進	P21			
	5 多様な情報伝達手段の検討と導入	P22			
	6 防災行政無線の戸別受信機の設置・拡充	P23			
	② 安全な避難路・避難場所の整備・充実	1 安全な避難路の整備・充実			P24
		2 安全な避難場所の整備・充実			P25
		3 避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の策定及び支援体制整備の推進			P26
	③ 安心な避難所運営の強化	1 避難所の安全性の確認			P27
		2 避難所の運営体制の強化			P28
		3 避難所の環境整備			P29
		4 避難所運営マニュアルの見直し		P30	
		5 避難所運営に関する研修や実地訓練の実施		P31	
	④ 関係機関との連携による取組	1 国土交通省による早期復旧・復興のためのまち・住まいの調査等の結果の活用 ・平成30年7月豪雨の際の避難行動に関するアンケート調査 ・住宅再建意向調査 ・西予市復興まちづくり計画 市民意向調査		P32	

	3	市民一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応力の向上	① 避難行動・意識の高揚と災害対応力の向上	1	災害種別毎のリスク検証	P33
				2	ハザードマップの改定（愛媛県によるダム下流区間（野村地区）の水位周知河川への指定により作成される浸水想定区域図に基づいた肱川洪水浸水想定区域の追加）	P34
				3	避難訓練等の実施	P35
				4	自主防災組織の育成・強化	P36
				5	市民参画のタイムライン(防災行動計画)の作成	P37
			② 市の防災体制の強化	1	西予市地域防災計画の見直し	P38
				2	職員の防災能力の向上	P39
				3	消防団の機能強化	P40
				4	消防署（常備消防）の機能強化	P41
				5	119番受信体制の消防広域連携の検討（共同運用）	P42
2 日常の暮らしの再建	1	被災者支援	① 被災者支援対策の推進	1	り災証明の受付・交付	P43
				2	税金の減免の受付・納付期限の延長	P44
				3	各種証明書の交付手数料の免除	P45
				4	被災者生活再建支援金の支給	P46
				5	被災者生活再建緊急支援金の支給	P47
				6	災害見舞金の支給	P48
				7	義援金の受付・分配	P49
				8	寄付金の受付（ふるさと納税）	P50
				9	災害援護資金の貸付	P51
				10	被災者タクシー利用補助事業	P52
				11	介護保険料及び介護サービス利用料の減免	P53
				12	被災届出証明書の受付・交付	P54
				13	国民健康保険被保険者に係る医療費の一部負担金の免除	P55
				14	後期高齢者医療保険被保険者に係る医療費の一部負担金の免除	P56
				15	後期高齢者医療保険料の減免	P57
				16	水道料金、下水道使用料等の減免	P58
				17	地域ささえあいセンター運営事業の推進（総合的な相談と関係機関等との連携による適切な支援）	P59
				18	復旧・復興相談窓口の開設	P60
				19	支援制度の周知	P61
			② 避難指示発令区域の被災者支援	1	避難指示の早期解除	P62
2	避難指示発令区域内の被災者等への支援	P63				
3	避難指示解除後の支援	P64				
③ こころと体のケア	1	地域ささえあいセンター運営事業の推進（傾聴や相談、健康促進のための交流、情報交換の場の提供）	P65			
	2	こころと体の健康相談の推進	P66			
2	住まいの確保・再建の支援	① 応急仮設住宅の適正な維持管理等	1	建設型応急仮設住宅の整備及び維持管理	P67	
			2	借上型応急仮設住宅（みなし仮設住宅）の確保	P68	

			② 住まいの確保・再建	3 市営住宅等の提供	P69		
				1 住宅復興計画の検討	P70		
				2 住宅移転地の確保・整備の推進	P71		
				3 災害公営住宅等の整備の推進	P72		
				4 空き家・空き地を活用した住宅再建の推進	P73		
				5 被災住宅の応急修理の推進	P74		
				6 災害ごみ・土砂の受入の推進	P75		
				7 被災家屋の公費解体等の推進	P76		
				3 地域コミュニティの再構築・育成	① 地域コミュニティの再構築・育成	1 地域コミュニティ組織の再構築	P77
						2 新たな住宅団地等におけるコミュニティ組織のあり方の検討	P78
3 市内各地域間の交流機会の創出	P79						
4 ボランティア等で来市された方々とのつながりを継続させる取組の検討	P80						
② 集会所等の復旧	1 被災した集会所等の復旧	P81					
	2 野村老人憩いの家及び野村高齢者工芸館の除却を含めた対応方針の検討	P82					
	3 産業・経済における生業の再建	1 農林水産業の再生	① 農林水産業の再生		1 農地・農業用施設復旧事業の推進	P83	
			2 危険ため池における安全対策及びため池の適正な維持管理の推進		P84		
3 農業・畜産における経営支援事業の推進			P85				
4 共同集出荷施設等復旧事業の促進			P86				
5 林道復旧事業の推進			P87				
6 林道及び林内作業道の適正な維持管理の推進			P88				
7 水産業施設等の復旧事業の推進			P89				
2 商工業の再生	② 商工業の再生	1 中小企業等の復興事業の推進	P90				
		2 グループ補助金等の活用による施設復旧及び経営支援の促進	P91				
		3 空き店舗の活用による商店街の再建及び活性化の促進	P92				
3 観光の再生	③ 観光の再生	1 乙亥の里復旧事業の推進	P93				
		2 宇和米博物館復旧事業の推進	P94				
		3 クアテルメ宝泉坊復旧事業の推進	P95				
		4 四国西予ジオパークにおけるジオサイトの復旧事業の推進（災害の継承）	P96				
		5 来市されたボランティア等との交流の促進(交流人口の拡大)	P97				
4 インフラ環境、まちなみの整備	1 生活インフラの整備	① 道路網の復旧・整備	1 国道・県道における被災箇所での早期復旧の促進	P98			
			2 市道復旧事業の推進	P99			
			3 災害に強い道路網の構築（避難路や主要道路の整備）	P100			
			4 孤立対策としてのヘリコプター緊急時離着陸場の確保・整備の推進	P101			
			5 消防車両等の円滑な進入が可能となる道路改良等の推進	P102			
		② ライフラインの復旧・整備	1 水道・下水道施設復旧事業の推進	P103			
			2 耐震性の向上等、災害に強い水道・下水道施設整備の強化	P104			
			3 災害時における水道水の応急給水体制の強化	P105			
			4 災害時における既存の井戸を活用した生活用水の確保体制の構築	P106			
			5 災害時における応急復旧体制の強化	P107			

				6	電気、固定・携帯電話における耐災害性の促進	P108					
				7	ラジオの難聴地域解消に向けた取組みの推進	P109					
				③	公共交通網の復旧・整備	1	公共交通のあり方の検討	P110			
						2	災害時における海岸部の孤立対策としての船舶利用のルール化の検討	P111			
				2	まちなみの整備	①	まちなみの整備	1	西予市都市計画マスタープランや立地適正化計画等のまちづくり関連計画の見直し	P112	
						②	野村地区の再整備	1	住宅移転跡地の活用についての検討	P113	
				5 子育てや教育環境の再建	1	教育施設等の再建	①	学校、児童福祉施設等の復旧・整備	2	市街地整備事業の検討	P114
									3	住民と行政、大学等の協働でのワークショップの開催によるまちの将来像の検討	P115
									1	せいよ東学校給食センター（整備中）の再整備の推進	P116
									2	明浜中学校の復旧事業の推進	P117
3	野村保育所の解体	P118									
4	野村保育所（仮設）の運営	P119									
5	新野村保育所整備事業の推進	P120									
6	避難指示発令期間における明間保育園の代替施設での運営（平成30年度）	P121									
7	避難指示解除後における明間保育園再開の検討	P122									
8	明浜中学校校舎内学童保育室の復旧事業の推進	P123									
②	子どもたちへの支援	1	り災証明の程度に応じた保育所、幼稚園保育料の減免	P124							
		2	被災児童・生徒への就学支援	P125							
		3	児童・生徒等のこころのケア	P126							
③	社会教育施設等の復旧・整備	1	乙亥会館の社会体育施設としての機能の充実を含めた復旧事業の推進	P127							
		2	大和田地区体育館の復旧事業の推進	P128							
		3	野村体育館の解体	P129							
		4	貝吹公民館（大和田センター）の移転・復旧事業の推進	P130							
		5	明間公民館の代替施設での運営及び避難指示解除後の再開	P131							
2	防災教育の推進	①	学校における防災教育の充実	1	学校における防災教育の充実	P132					
				2	災害に強い人づくりの推進	P133					
		②	社会教育における防災意識高揚と災害対応力の向上	1	社会教育における防災教育の推進	P134					
				2	災害に強い人づくり・組織づくりの推進	P135					
				3	防災士の育成	P136					
				4	防災における男女共同参画の推進	P137					
				5	女性の防災リーダーの育成	P138					
		3	災害の記録と記憶の継承	①	災害の記録と記憶の伝承	1	災害の記録の作成	P139			
2	乙亥会館への災害に関する展示室の整備など災害の記録と記憶を伝える取組の推進					P140					
②	ソフト事業の推進			1	復興ツーリズムの創出	P141					
				2	復興まちづくりシンポジウム等の開催	P142					

(2) 評価結果一覧表

評価結果の点数については、各区分に位置づけられている主な施策の平均点であり、2.5点以上を「順調」、2点以上2.5点未満を「概ね順調」、1点以上2点未満を「やや遅れている」、1点未満が「遅れている」として評価しています。

評価項目		点数	評価区分
1	安いで安全なまちの再建	2.57	順調
	治水・治山対策等の推進	2.58	順調
	① 野村ダム洪水調節機能の向上・下流部の河川改修	3.00	順調
	② 中小河川対策	2.00	概ね順調
	③ 土砂災害対策	3.00	順調
	④ 災害に強い森林づくり	2.00	概ね順調
	⑤ 復旧事業の推進における配慮事項	3.00	順調
	⑥ 南海トラフ地震への備え	2.50	順調
	2 確実な避難に向けた対策の推進	2.42	概ね順調
	① 情報伝達体制の強化	2.67	順調
	② 安全な避難路・避難場所の整備・充実	2.00	概ね順調
	③ 安心な避難所運営の強化	2.00	概ね順調
	④ 関係機関との連携による取組	3.00	順調
3 市民一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応力の向上	2.70	順調	
① 避難行動・意識の高揚と災害対応力の向上	2.80	順調	
② 市の防災体制の強化	2.60	順調	
2	日常の暮らしの再建	2.83	順調
	被災者支援	2.87	順調
	① 被災者支援対策の推進	2.95	順調
	② 避難指示発令区域の被災者支援	2.67	順調
	③ ところと体のケア	3.00	順調
	2 住まいの確保・再建の支援	3.00	順調
	① 応急仮設住宅の適正な維持管理等	3.00	順調
	② 住まいの確保・再建	3.00	順調
	3 地域コミュニティの再構築・育成	2.63	順調
① 地域コミュニティの再構築・育成	2.75	順調	
② 集会所等の復旧	2.50	順調	
3	産業・経済における生業（なりわい）の再建	2.75	順調
	1 農林水産業の再生	2.86	順調
	① 農林水産業の再生	2.86	順調
	2 商工業の再生	3.00	順調
	① 商工業の再生	3.00	順調
3 観光の再生	2.40	概ね順調	
① 観光の再生	2.40	概ね順調	
4	インフラ環境、まちなみの整備	2.76	順調
	1 生活インフラの整備	2.51	順調
	① 道路網の復旧・整備	2.40	概ね順調
	② ライフラインの復旧・整備	2.14	概ね順調
	③ 公共交通網の復旧・整備	3.00	順調
	2 まちなみの整備	3.00	順調
① まちなみの整備	3.00	順調	
② 野村地区の再整備	3.00	順調	
5	子育てや教育環境の再建	2.63	順調
	1 教育施設等の再建	2.80	順調
	① 学校、児童福祉施設等の復旧・整備	3.00	順調
	② 子どもたちへの支援	3.00	順調
	③ 社会教育施設等の復旧・整備	2.40	概ね順調
	2 防災教育の推進	2.35	概ね順調
	① 学校における防災教育の充実	2.50	順調
	② 社会教育における防災意識高揚と災害対応力の向上	2.20	概ね順調
	3 災害の記録と記憶の継承	2.75	順調
① 災害の記録と記憶の伝承	3.00	順調	
② ソフト事業の推進	2.50	順調	

(3) 主な施策（142事業）の今後の方針

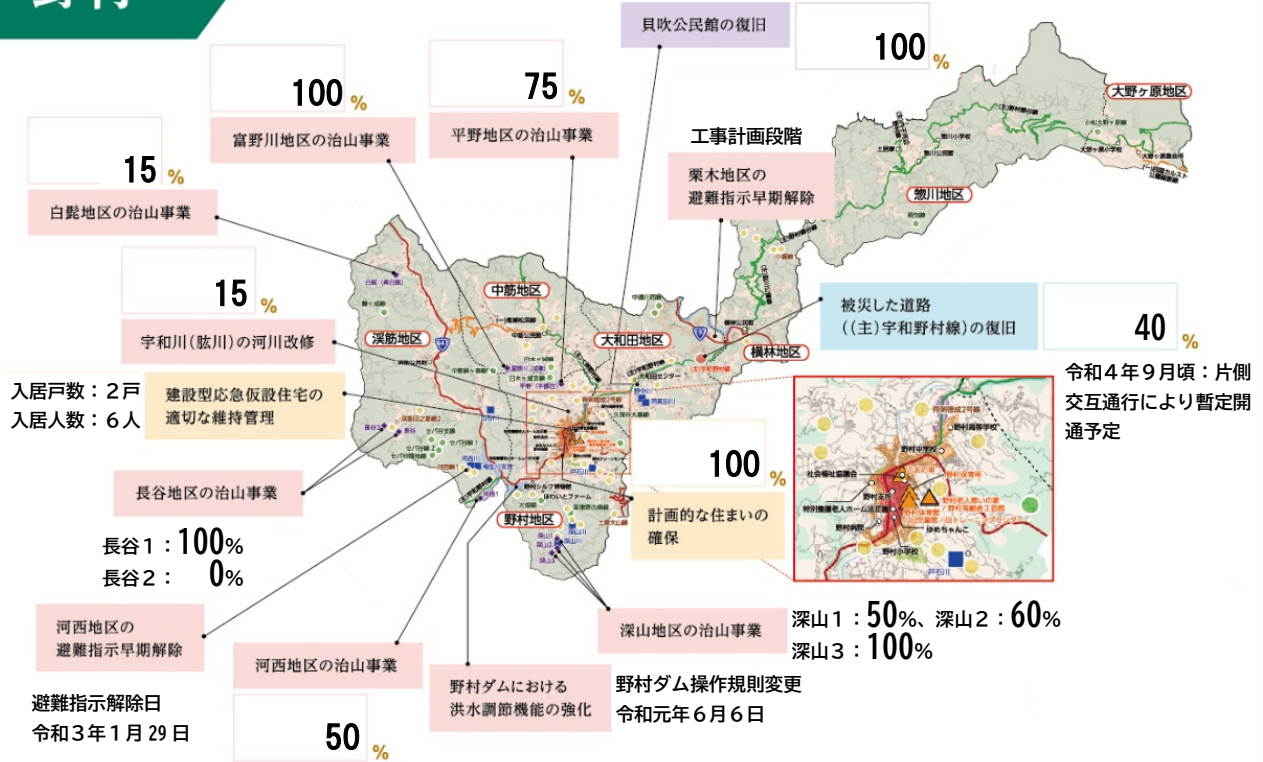
主な施策（142事業） 今後の方針

方針	考え方	施策件数
完了	事業の目的が達成され、引き続き支援する必要がないと判断される事。 計画期間や支援期間が明確で政策的な裁量がない事業。	57
拡充	事業の成果が上がっており、今後拡充することにより復興を加速させ、 かつ西予市のまちづくりを推進する事業。	4
継続	事業の目的が妥当であり、一定の成果が上がっている事業。 事業の実施期間が複数年に及ぶことが明らかな事業。	71
縮小	事業の成果が上がってはいるもののコストの削減が必要な事業。 事業の手法や内容の見直しにより縮小することが適当と判断する事業。	10
廃止	事業の成果がほとんど上がっておらず、継続することが困難な事業。 類似する事業へ整理・統合することが適切な事業。	0

(4) 各事業の評価シート

主な施策（142事業）の評価シートについては、別に取りまとめました。（別冊「主な施策（142事業）評価シート」参照）

野村



城川



復興計画では、特に被害が大きかった宇和町地域明間地区、岩木地区、野村町地域野村地区については、地区別計画とは別に復興方針を示しておりましたので、評価においても別に取りまとめました。

(3) 地区別復興方針 《明間地区》

評価点数	評価理由
2	治山事業の進捗に伴う避難指示解除までのプロセスと、その後の流末対策や市道整備といった被災エリアの環境整備まで、地域住民の意向を確認しながら復興事業を推進することができた。しかし地区内においては、治山事業が継続しており住民が安心して生活ができるよう、今後も進捗状況を把握しながら安全性を確保していく。

ア 治山事業の推進

宇和町地域明間地区全体においては、合計9カ所の治山事業が計画されました。令和3年12月末において事業完了が6事業、継続3事業となっています。この中で直接的に避難指示の要因となった山腹崩落は、二次災害のおそれがあった岡山・中組地区と四道地区になります。崩落箇所には、不安定土砂、倒木が多量に堆積しており、その後の豪雨等により、拡大崩落や土砂等が再流出するおそれがあり、大変危険な状態であることから避難指示を継続して発令している状況にありました。避難指示解除については、治山事業が完了し一定の安全性が確保され地元の同意が得られた令和元年12月4日付で岡山・中組地区、令和2年11月27日付で四道地区の避難指示発令を解除しました。解除のタイミングは「安全性の確保」と「できるだけ早く日常を取り戻す」という二面性の課題を勘案した中で判断しなければならず、専門家や大学の知見など多様な意見等を参考に総合的に判断しました。なお、事業完了後においても絶対に安全だというものではなく、今後の降雨等の状況によっては付近も含めて崩落の可能性は否定できないことから、気象状況には十分に留意いただくとともに、避難情報には注意いただき早めの避難を心がけていただくよう促しています。

その他、治山事業の進捗状況は下記のとおりであり、引き続き早期の事業完了となるよう事業実施主体の愛媛県と情報共有を図りながら安全性を確保していきます。

	地区名	対象事業	完成年月日又は進捗率
1	上成1地区	林地荒廃防止施設災害復旧事業	令和2年3月25日完成
2	上成2地区	災害関連緊急治山事業	令和2年9月30日完成
3	上成3地区	治山激甚災害対策特別緊急事業	進捗率66%
4	四道地区	災害関連緊急治山事業	令和3年3月25日完成
5	岡山地区	災害関連緊急治山事業	令和元年11月18日完成
6	倉谷地区	治山激甚災害対策特別緊急事業	令和2年9月30日完成
7	板ヶ谷地区	治山激甚災害対策特別緊急事業	進捗率70%
8	昭和地区	治山激甚災害対策特別緊急事業	令和3年4月20日完成
9	横内地区	治山激甚災害対策特別緊急事業	進捗率0%

イ 避難指示に伴う公民館運営及び保育園の運営

岡山・中組地区で発生した土砂崩落により避難指示が発令されたエリアには、公民館、保育園、消防詰所といった公共施設が集中しているエリアでありました。したがって、保育園は昭和集会所、公民館や詰所においては旧明間小学校体育館を仮施設として緊急的な対応を図りました。保育園については、令和元年度は避難指示解除までの期間において休園としました。再開に向けては経営主体である西予総合福祉会と協議・検討を重ね、令和2年4月から保育を再開しました。公民館や詰所に関しては避難指示解除後、速やかに点検や清掃作業を実施し従来通り活用することになりました。

ウ 流末対策と市道整備

四道地区における治山事業においては、住宅を元地に再建される世帯や持ち家での暮らしを再開される世帯が多いことから、排水関連の対策が求められたところです。

災害で被災した四道地区内の排水路については、令和3年度において復旧工事を行い、又要望があった市道整備についても事業を完了したところです。

エ 粗大ごみ持ち込み手数料免除

四道地区での生活を再建、再開するためのご自宅の掃除や片付け等の準備において、避難指示発令期間中に家屋内で老朽化し処分の必要が生じた粗大ごみを、宇和清掃センターへ持ち込む際の処理手数料を免除しました。

- 対象世帯数 31 世帯
- 処理手数料免除件数 18 件

オ 応急仮設住宅から退去状況

仮設住宅への入居状況ですが、発災後平成30年10月において26戸54人が入居していたのが最多利用でした。その後、令和元年12月4日の岡山・中組地区避難指示解除により徐々に退去が進み、令和2年5月末時点では20戸41人となり、令和2年11月27日の四道地区避難指示解除により、供与期間3年の期限となる令和3年7月の状況では2戸3人となりました。

なお、2戸については自宅再建の遅れで、令和4年7月5日まで供与期間の延長が認められています。

カ 主な復旧事業の変遷

日 時	内 容
平成30年8月31日	明間地区応急仮設住宅完成（第1期工事）
平成30年10月16日	明間地区応急仮設住宅完成（第2期工事）
平成30年11月19日	復興座談会（明間地区）
平成31年2月13日	復興座談会（宇和町）
平成31年3月8日	復興まちづくりかわら版明間地区特別号発行
令和元年5月30日	明間四道地区水路工事説明会
令和元年7月11日	明間四道地区水路工事第2回説明会
令和元年11月11日	明間地区自治会長市長面会

令和元年 12 月 4 日	明間岡山中組避難指示解除
令和元年 12 月 17 日	明間岡山中組避難指示解除に伴う住民説明会
令和元年 12 月 17 日	復興まちづくりかわら版明間地区特別号発行
令和 2 年 5 月 21 日	明間四道地区水路改修意見交換会
令和 2 年 7 月 1 日	明間女性防火クラブ防災研修会
令和 2 年 11 月 6 日	明間地区地元代表者説明会
令和 2 年 11 月 25 日	明間地区避難指示解除に向けた住民説明会
令和 2 年 11 月 25 日	復興まちづくりかわら版明間地区特別号発行
令和 2 年 11 月 27 日	明間四道地区避難指示解除

(4) 地区別復興方針 《岩木地区》

評価点数	評価理由
2	治山事業の進捗と避難指示解除までのプロセスはほぼ予定どおりであった。かねてからの地区要望であった福田川上流の法定外水路部分の改修について地元と愛媛県、市で協議を今後進めて行く。

ア 治山事業の推進

災害により、宇和町地域岩木地区内の山腹崩落により土石流が発生し、下流の住宅および市道へ大量の土砂が流入する甚大な被害が発生しました。山腹崩落および溪流内には不安定土砂、危険木が多量に堆積しており、今後の豪雨等によっては下流域へ土砂等が再流出するおそれがあることから、避難指示を継続して発令している状況でした。

同箇所においては、復旧整備事業、災害関連緊急治山事業が進められ、治山ダム4基、土留工、山腹工、鉄筋挿入工等が計画されました。避難指示発令を解除する目途としていた最上部の治山ダム、最下部の治山ダムが完成したことで、土砂流出を抑制することが可能であり、常時避難を要する状況は解消されたものと判断し、地元の同意を得られた令和2年4月3日をもって避難指示の発令を解除しました。

残りの治山ダム2基の工事についても令和3年度末までに完了し、更なる安全性が確保されるどころです。

イ 青線（法定外公共物）エリアの復旧作業

宇和町地域岩木地区の山腹崩落では、谷合の溪流に伝って土砂が流れ込み下流にある寺院（勝光寺）の脇を抜け、最上部の民家が砂防ダムの代わりとなり土砂の流出を止めたものです。水路は土砂で埋もれて水路機能は喪失していました。本溪流は一級河川福田川に繋がっていますが当該箇所は法定外水路となっています。法定外の水路は、原則、地元で対応を行うことが必要となります。そこで地域、ボランティア、行政が協議の上、次のような役割分担を確認して事業を進めることができました。

- 地元が市の補助事業である土砂撤去事業を実施して、重機借り上げ料を市が負担する
- 人件費分についてはボランティア団体の、一般社団法人オープンジャパンが担う
- 大型土のう袋や撤去時の土砂運搬は市が実施する
- 土捨て場については地元が確保する

このように、各組織の立場や強みを補完し合うことで災害対応にも適応した事例は、他の自治体にはあまり見られない優良事例であるとボランティア団体からの声がありました。

ウ 県の土木事業としての整備検討

上記の応急復旧実施後の溪流（青線）について、土木施設整備により再度災害の未然防止が図れないか、愛媛県西予土木事務所に復興座談会及び現地にて相談しました。

しかし、愛媛県西予土木事務所が整備することは困難であるとの回答でした。その理由については、当該箇所が、愛媛県が管理する一級河川福田川の管理区域より上流で、法定外水路であることから、愛媛県による河川事業が実施できないこと、また、既に治山ダムの整備が進められているこ

となどから、砂防事業として砂防堰堤等を整備する必要性が低いことです。

災害による溪流埋塞等への対応は完了しているものの、従来から流域住民が要望されている改修工事には至っておらず、他地区との整合性も考慮しながら、必要な整備について、今後も地元と協議していくことにしています。

エ 応急仮設住宅の退去状況

仮設住宅への入居状況ですが、発災後平成 30 年 10 月において 4 戸 8 人が入居していたのが最多利用でした。その後、令和 2 年 4 月 3 日の避難指示解除によりスムーズに退去が進み、令和 2 年 5 月末時点で全世帯が退去されました。

オ 主な復旧事業の変遷

日 時	内 容
平成 30 年 11 月 27 日	岩木地区応急仮設住宅完成
平成 30 年 11 月 26 日	復興座談会（岩木地区）
平成 31 年 1 月 16 日～	法定外水路関係者協議
平成 31 年 2 月 13 日	復興座談会（宇和町）
令和 2 年 2 月 17 日	愛媛県西予土木事務所法定外水路現場確認
令和 2 年 2 月 23 日	岩木地区総会（福田川説明）
令和 2 年 4 月 3 日	岩木地区避難指示解除
令和 3 年 2 月 28 日	岩木地区応急仮設住宅解体完了

(5) 地区別復興方針 《野村地区》

評価点数	評価理由
2	住まいの確保が概ね完了したことや多くの公共施設が復旧して日常の暮らしが戻ってきている。また、河川整備計画の推進や野村ダム改造など、安全なまちづくりの方向性が確認できるまでとなった。しかし、野村町地域野村地区における「安心で安全なまちの再建」には、肱川（野村地区）大規模特定河川事業や野村ダム堰堤改良事業が重要になることから、今後も国、愛媛県、野村地区河川整備促進協議会と連携して事業を推進していく。

野村町地域野村地区の復興方針については、次の(1)から(4)までの4点を柱にして推進しています。これまでの取組み状況及び評価について各号ごとにまとめます。

ア 「(1) 生活の基盤となる安心・安全なまちづくり」

野村町地域野村地区における復興の重要な視点としてはじめに掲げている項目が「安心・安全なまちづくり」です。特に被害の大きかった肱川沿いの浸水エリアについて、同じような浸水被害が今後発生しないために必要な対策として何をしていくのか、国、愛媛県、市、消防等それぞれの役割や情報伝達などの具体的な手法について、市民周知を心がけました。

一方で、激甚化、頻発化する豪雨災害に対して、河川整備やダムの改造といったハード整備によりすべての被害を防ぐことは困難であることを認識して、事前の備えや避難行動をスムーズに実践できるようソフト対策の充実を図ることも並行して進めてきました。

計画の P72 に記載したレベル 1 への対応として、「平成 30 年 7 月豪雨と同規模の雨量については、安全に流下させること」を基準としています。その具体的手法は、国による野村ダム操作規則の見直しと洪水貯留準備操作（事前放流）によるもので、野村ダム操作規則の見直しはダムへの流入量 300 m³/S から洪水調節を開始し、流入量に対して一定の割合で流下量を増やしていくというもので、流入量が 1,190 m³/S を超えると 1,000 m³/S の一定量に留め、その後ダムの水位が標高 169.4m になると流入量と等しい流下量に増加するものです。

さらに、洪水貯留準備操作（事前放流）に関しては、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利害者が令和 2 年 5 月に肱川水系治水協定を締結して新たに事前放流量 161 万 m³ の確保と、野村ダムの確実な事前放流を目的として堰堤改良事業が実施されることになりました。このように野村ダム操作規則の変更と事前放流量の増加により、緊急放流を回避できるよう整備が進められています。

また、愛媛県に関しては肱川水系河川整備計画に基づき整備を進めて行くこととなりますが、野村大橋と石久保橋の架け替え、河川の拡幅及び河道掘削等、住民の暮らしにも大きな影響を与える大事業となることから、住民への周知と理解を図ることに努めてきました。

その住民側の窓口機能として野村地区河川整備促進協議会（以下、「促進協議会」と言います。）が令和元年 8 月に設置され、住民側としての意見・提言をいただくことや、地域内での情報伝達の役割を担っています。このような結果、用地交渉においても促進協議会の協力のもとスムーズな調整が図られています。

また、レベル2に記載したソフト対策としましては、野村ダム、愛媛県、市、自主防災組織、消防団、防災士等が連携した中での避難訓練を実施するとともに、市からの防災行政無線での放送内容が切迫感や緊急性が伝わりやすい言い方に変えるなど避難行動のきっかけとなるよう改善を図りました。また、ハザードマップの改定やマイ・タイムラインを策定するなど「自分の命は自分が守る」ことにつながるソフト対策を進めてきました。

イ 「(2) 安心・安全に暮らせる住まいの早期確保」

住まいを再建することは、復興の第一歩と言えます。市としても早期の住宅確保を目指して災害公営住宅と定期借地の整備に取り組んできました。場所は太田団地と野村中央団地の2か所となりますが、いずれも浸水想定区域外となります。災害公営住宅は太田団地が令和3年2月、野村中央団地が令和3年5月に完成しました。当初計画していた時期からいずれも完成が遅れた理由として、①住宅団地の設置場所の選定（地権者との調整や入居者の希望に沿う場所の選定など）②土地造成整備期間の遅れ（災害により事業者の手持ち工事が多い）といった理由により遅滞したことが理由となります。

整備できるまでの間は多くが応急仮設住宅での暮らしであり、その入居状況は発災後の平成30年10月時点で73世帯143人が最多でしたが、令和3年12月末時点において、応急仮設住宅入居世帯数は2戸6人となりました。退去予定は令和4年6月末となっています。

ウ 「(3) 市民、行政、学識者等との協働による未来へ飛躍する復興の実現」

野村町地域野村地区における復興まちづくりは、多様な主体が参画してのワークショップにより住民意向を汲み取りながら方向性を定めることにしました。令和元年度においては8回、令和2年度は4回、令和3年度は12月末現在で3回、合計15回、延べ485人での話し合いを繰り返す中で、野村町地域野村地区に特化した復興の指針を示す「のむら復興まちづくり計画」を策定して、基本計画、実施設計という段階を経て着工できるまでになりました。このワークショップに欠かせない存在が愛媛大学の学生と野村高校の生徒です。地域の将来を夢描く地元高校生の復興まちづくりの青写真が提案され、それを皆が議論し、大学生がファシリテーターとなり取りまとめるといった、まさにまちづくりの基本であるソフトあつてのハード整備が実践され、市民が主役となった復興を進めています。

令和3年度においては三嶋神社周辺エリアにおいて、この園地の利活用を想定している野村高校生が「菜園共創プロジェクト」を始動させました。園地の本体工事に着手する前から、復興まちづくりに繋がる各種取組みを進めていこうとするものです。同年度は、河川沿いの景観形成や人が集うイベントの実施を考えて、ヒマワリやコスモスの植栽や、秋には小学校や保育園児らと収穫祭ができるようにサツマイモを植えるなどしました。

野村高校生が自分たちのまちに誇りがもてるよう話し合い、提案し、行動を起こしています。

○のむら復興まちづくりデザインワークショップ開催実績

会議	日時	出席者数	会議	日時	出席者数
第1回	令和元年5月24日	24	第9回	令和2年7月13日	42
第2回	令和元年6月24日	30	第10回	令和2年10月21日	44
第3回	令和元年7月23日	21	第11回	令和2年12月7日	30
第4回	令和元年8月22日	29	第12回	令和3年3月4日	49
第5回	令和元年9月25日	24	第13回	令和3年7月8日	44
第6回	令和元年10月24日	21	第14回	令和3年11月4日	41
第7回	令和2年12月18日	18	第15回	令和3年12月23日	38
第8回	令和2年2月16日	30		合計	485

エ 「(4) 人と人のつながりを活かし復興の輪を広げる」

この項目の取組み状況については、市の「災害からの新たな一歩」として別に取りまとめました。
(P39)

オ 「(5) 野村町地域河西地区及び野村町地域栗木地区の避難指示について」

災害により避難指示を発令していた河西地区においては、市道河西線道路災害復旧工事を発注したことにより、避難指示解除の目途としていた仮設防護柵の施工が完成し、地域住民の一定の安全が保たれたため令和3年1月29日に避難指示を解除しました。なお、栗木地区の地滑り災害については、国・愛媛県と復旧方法について協議を行っています。引き続き、早期の避難解除に向けて協議を続けていきます。

6【計画第6章】 計画の推進、進捗管理

(1)「1 計画の推進」

復興計画は6年の計画期間で構成されており、前章までに記述したとおり短期計画期間における事業は概ね順調に進行しています。しかしながら「のむら復興まちづくり計画」の推進や、国や愛媛県の事業である野村ダム堰堤改良事業や肱川（野村地区）大規模特定河川事業といった事業はまさにこれからの大事業であり、市民生活にも大きく影響する事業であることから、引き続き関係機関と相互に協力しながら推進していきます。

(2)「2 進捗管理」

進捗管理に関しては、復興対策本部会議を中心に月1回の定例会議の中で主な事業の進捗を適正に管理してきました。中長期計画期間においても復興対策本部会議は引き続き設置し、必要に応じて開催します。今後は市が実施主体である肱川河川周辺部のまちづくり整備や、国土交通省四国地方整備局が主体の野村ダム堰堤改良事業並びに愛媛県による肱川（野村地区）大規模特定河川事業といった大型ハード事業が進展する期間となるため、復興対策本部会議での進捗確認、懸案事項への対応等を行います。

(3)「3 計画期間6年と継続事業について」

3年後の復興計画期間満了以降も継続して推進すべき事業もあります。その場合、第3次西予市総合計画、その他個別事業計画に位置づけます。